

あさひが丘自治会だより 1月号

◎ 「江別市配布の除排雪パンプのご確認方＝自治会長、生活環境部」

～「元気な冬」と題したA3版カラー両面刷りパンプが12月配布～

- 1 除排雪の移り変わり～昭和30年代から平成・現在までのポイントを掲載している。
- 2 新雪除雪～ほぼ連続した降雪で、降雪量10センチを目安に除雪が行われる。
- 3 幹線排雪～幹線道路、バス路線などの重要路線を、ロータリ除雪車等により実施する。
- 4 自治会排雪の支援～自治会定期排雪(下記)では、自治会が市除排雪業者の協同組合と契約して「運搬ダンプ・大型ロータリの運転手及び交通誘導員分」を負担し、江別市が「運搬ダンプ・大型ロータリ除雪車」を貸与・支援している。
- 5 各戸の方々へのお願い事項
 - ① 間口の雪処理のお願い～除雪に伴う玄関先の置き雪処理は、各戸にお願いすること。
 - ② 路上駐車はやめよう～除排雪作業の支障となること。
 - ③ 道路への雪だしはやめよう～円滑な交通、通行車両の支障となること。

◎ 「自治会定期排雪の予定等について＝自治会長」

- 1 本年度の当あさひが丘自治会の定期排雪の日程は、「2月12日(木)から16日(月)の間実施を予定しています。詳細は、別途「自治会だより2月号」でお知らせ致します。
- 2 本年度の「自治会臨時除雪」は、実施致しません。1月17日(土)から19日(月)のうち2日間実施を予定していましたが、年末から1月上旬頃までの降雪量が少なかったことから、中止と致しました。

◎ 「ご自宅・間口等の除排雪に関するご留意方のお願い＝自治会長、生活環境部」

- 1 ご自宅間口等の除排雪「置き雪の処理」について
江別市が実施する除雪に伴い、毎回、玄関前などの間口や駐車場出入口付近への「置き雪」があります。この「置き雪」は、空地等のほか、ご自宅の間口等で・ご自身の管理する土地の前付近等の範囲で処理をするようお願い致します。近隣の方宅の間口等への「置き雪の処理」は、行わないようにご留意をお願い致します。
- 2 会員の方が個別契約の除排雪業者による「置き雪の処理」について
個別契約の除排雪業者については、「除排雪マナー」を十分ご承知と思っておりますが、「近隣の方宅の間口等への置き雪の処理がないよう」、また「交差点付近への排雪など、交通の障害が生じないよう」、ご留意をさせていただきたいと思っております。

◎ 『調整池への排雪利用者』の皆様へ〔再掲〕＝自治会長

～排雪利用時の『鍵かけ』を忘れずに徹底してください～

1 「江別市及び自治会」の「調整池への排雪」に関する方針等の主なポイント

(1) 江別市土木事務所の方針骨子

- ① 調整池は、高いフェンスで囲まれて、かつ施錠した市の管理地です。
- ② 調整池への排雪につき、自治会から許可申請が出てても許可できません。
- ③ 調整池の排雪場所内で、事故等が発生しては市としては困ります。
- ④ 市内に27カ所の調整池があり、全て、排雪許可はしていません。

(2) 自治会常任役員会における協議結果骨子

- ① 一番の問題は、お子さんらによる重大事故が発生した場合であること。
- ② 自治会への賠償問題に発展する可能性のあるリスクは解消しておくべきである。重大事故の場合、自治会の責任も問われることが予想される。
- ③ 損害保険等はなく「利用者責任の原則」としても対応できないであろう。
- ④ 本年度の冬季は、個別排雪業者の契約は終わっており、最大限事故防止に注意をいただき、「排雪利用は致し方ない」旨の判断とすること。
調整池への排雪利用は、「本年度冬季限り」とすること。

2 排雪利用時の『鍵かけ実施』の徹底について

排雪利用した場合「フェンス出入口の施錠の締め忘れが絶対に無いよう」利用者相互の「声かけ」を行うなど、徹底をしてください。

◎ 冬季間、『調整池へのお子様の侵入禁止』の徹底〔再掲〕

～排雪・堆積場所では陥没事故等の危険があり、絶対に中に

入らないように、ご指導をお願いします～

- 1 冬季間の調整池内での事故等は、損害賠償責任保険の適用はありません。
- 2 万一の事故等の際、市、自治会として責任は持てません。
- 3 高いフェンスで囲まれて、かつ通常施錠されている場所であり、仮に一時出入口の開放がなされていても、「冬季間は極めて危険な場所」であることを、お子さんらに周知徹底をお願いします。
- 4 冬季間、調整池内に入っているお子さんらを見かけた場合には、「直ちに、調整池の外に出よう」注意してください。その場合、自治会長に速報をお願い致します。

【会長携帯電話 090-2691-6855】



あさひが丘自治会のHPは「<https://asahigaoka.jitikai.ebetsu.sbs/>」です。

「自治会だより」のほか、諸情報等の掲載があります。是非、ご確認ください。

〔令和8年1月 総務部〕